

大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目の協議結果

1

●中分類①本会議の形式

会派等提出の検討項目・内容	協議結果
<p>・会議運営</p>	<p>1 議案説明の場の設置について 現状では、本会議で提案理由説明を行っているほか、議案発送にあわせ各会派に対し、予算研究会や議案説明を行っているが、その他に新たな説明の場の必要性について協議した結果、<u>現行どおり行うことで全会一致となった。</u> また、議会活動への理解を深める上でも市民に対し資料などによる情報提供を進めていく。</p> <p>2 委員長報告及び委員報告に対する質疑について 委員会の審査結果は報告書を配付し、委員長口頭報告は予算特別委員会・決算特別委員会を除き行っておらず、また、これらの報告に対する質疑は行っていないが、委員長の口頭報告の実施や報告に対する質疑の実施について協議した結果、 <多数意見> 委員長口頭報告及び報告に対する質疑については、<u>現行どおりとする。</u> <少数意見> 全委員会に所属できない会派等の理解を深めるために実施する。 との意見に分かれた。</p> <p>3 大型モニターの設置について 審議の都合上（一問一答方式の導入や審議資料の映写など）から大型モニターの必要性について協議した結果、<u>設置する必要はないことで全会一致となった。</u></p>

●中分類②質疑・質問

会派等提出の検討項目・内容	協議結果
<p>・答弁者による趣旨確認 ・反問権の付与</p>	<p>1 趣旨確認の導入及び市長等への反問権の付与について 現状では認めておらず答弁者の判断により答弁されているが、趣旨確認や反問権について協議した結果、 <多数意見> 質疑・質問は、市長等の答弁者や市民にわかりやすく行うことは当然のことであり、現状の答弁において齟齬は見られていないことから、<u>現行どおりとする。</u> <少数意見> ①趣旨確認は、質疑と答弁がかみ合うための制度として、<u>実施する。</u> ②趣旨確認、反問権とも市長との議論を深めるために必要であり、<u>実施する。</u> なお、必要な時間に関しては、発言持ち時間外とするなどの検討が必要である。 との意見に分かれた。</p>
<p>・質疑・質問の形態</p>	<p>1 質疑・質問の形態について 一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、 ①<u>現行どおりとする。</u> ②<u>一括方式、分割方式、一問一答方式の選択制として実施する。</u> ③<u>段階を追って進めるため、まずは一括方式と分割方式の選択制で実施する。</u> との意見に分かれた。</p> <p>2 質疑・質問の形態に即した議場の改修について 本会議での質疑・質問の形態により、質問者と答弁者の対面式や自席発言などが考えられるが、どの程度までの改修が必要かについて協議した結果、 ①<u>現行どおりとする。</u> ②<u>できる範囲で改修する。</u> ③<u>最低限の改修をする。</u> との意見に分かれた。</p>

会派等提出の検討項目・内容	協議結果
<p>・質疑・質問日数及び発言持時間</p>	<p>1 質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方について (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑、一般質問の日数は、その中身やわかり易さ等を工夫したうえで議論する必要がある。また、発言持時間もまずは段階を踏みいろいろな取り組みを行い、次にどうするか考えていくべきである。 ・委員会日程等さまざまな議会日程があり、質疑・質問日数の拡大は慎重に検討すべきであり、持ち時間もそれにリンクするものと考ええる。 ・日数や持時間の長い他都市では、副市長や局長の答弁が多い、横浜市会では市長が答弁しており、これは大切にしなければいけない。単に日数を増やすという議論ではなく、質問・答弁の内容や質など議会力をどうやって担保していくのかを考えながら議論すべきである。 ・議会はやはり違う意見があつてこそ、よりよい解決策が見出されていくということを考えると、特に少数会派の場合は、単に人数割で1人2分ということだと議論が難しい。最低限の配分時間は必要であり、以前の会派割と人数割で持時間とするあり方に戻すべきで、その上で1日の会議時間が長くなるようなら2日間にすることであれば、副市長や局長が答弁することにはならないのではないかと。 ・一般質問の日数を増やすだけでも拘束する職員の人件費の増などが考えられる。いろいろ拡大すればそれだけ経費がかかるという部分もある、インターネット中継の視聴者から寄せられる意見等をヒアリングしながら検討していくべきである。 ・横浜市は18行政区あり、370万人の市民から負託を受けていることから、特に少数会派の持ち時間は増やすべきで、1人2分40秒ではなく、最低限の発言の機会を確保するうえから、以前の算出方法にした方が議論も深まる。 <p>などの意見があり、質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方については、これまでも市会運営委員会で包括的に会議日程などを踏まえ、議論されてきた経緯があることから、当調査特別委員会における意見を市会運営委員会に報告し協議を依頼することを全会一致をもって決定した。(平成24年9月21日開催の委員会で決定)</p>

法曹資格を有する人材の活用状況について

都 市 名	活 用 状 況
東 京 都	<p>【雇用形態】</p> <p>議会局において「法律顧問」として契約（1年契約の非常勤）している。</p> <p>（東京都では必要に応じ、各局が個別に契約している）</p> <p>【活用状況】</p> <p>議会局における訴訟や法解釈などの各種法律相談業務を行っている。（議員が直接相談する制度ではない）</p>
流 山 市	<p>【雇用形態】</p> <p>市長部局が特定任期付職員として雇用（雇用期間2年の常勤）し、議会事務局職員を併任している。</p> <p>【活用状況】</p> <p>平成23年度実績では、委員会提案の政策条例2件に関して、事前の相談、確認を行うとともに、委員会に出席して委員からの質問（法解釈等）に対して答弁している。</p> <p>なお、執行部の職員でもあることから、両方で相反する事案についての対応に苦慮する場面が見受けられる。</p>

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		横浜市会の現状	課題等
		提案 会派	検討内容		
① 組織	a.会派	民主	交渉会派の定義見直し	5人以上の所属議員を有する会派をいい(市会運営委員会申し合わせ・確認事項)、団長会議への出席、市会運営委員の割り当てがある。	交渉会派の定義やあり方について協議
			会派拘束(党議拘束)を原則廃止	「会派は政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する2人以上の議員を持って結成する。」 (横浜市議会の会派に関する要項)	
		公明	会派のあり方と活動(会派性の担保と役割・権限)		
	b.補助体制	民主	政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性	【議会・議員】 委員会活動における参考人招致(テーマにより所属委員以外にも広く呼びかけ)や議員連盟などの議員活動や会派活動において外部有識者の知見を活用 【議会局体制等】 ・局長、副局長 ・総務課(16名体制) ・議事課(16名体制) ・政策調査課(17名体制) ・議会局総数=51名体制(嘱託員除く)	
当局			政策調査・立案機能の強化	《政策調査サポート体制》 委員会担当、会派担当、法制等担当を配置 ・自主調査に基づく刊行物を発行 (市会ジャーナル、法制レポート、判例情報) ・市会図書室の運営 ・市会情報システムの運営 ・「法務分野人材育成計画」(総務局H24.2)に基づき法務分野の人材を全庁的に育成。また、「政策調査課職員育成ビジョン」(議会局H23.9)に基づき、課内において人材を育成	

メモ欄

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		横浜市会の現状	課題等
		提案 会派	検討内容		
①組織	c.委員会構成	民主	特別委員会の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で8常任委員会及び7特別委員会を設置している。 ・各常任委員会の委員定数は11人及び10人 ・各特別委員会の付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行い、結論が得られた時に報告書を提出する運営方法としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の特別委員会のあり方について協議 ・現行の8常任委員会の構成や委員定数について検証し、より活発な委員会運営に向け協議
		ヨコ会	常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し(整理・統合)		
	d.委員任期	みんな	議会自身について(活発な議論を実現するために)	1年(委員会条例第3条)	複数年にわたる懸案事項や重要案件など委員会審査と現行の委員任期のあり方について協議
	e.協議又は調整を行う場	みんな	議会自身について(活発な議論を実現するために)	<p>【議員・委員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議においては、議員提出議案に対する質疑や討論が行われている。 ・常任委員会では、質疑時に必要に応じ適宜実施しており、特別委員会では、テーマに沿って討議を実施している。 <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】</p> <p>地方自治法の規定に基づき会議規則等に規定した協議・調整の場は設置していない。</p>	<p>【議員間討議】</p> <p>議員間討議を確保する運営とすることについて協議</p> <p>【委員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査のあり方について協議 ・質疑終了後に委員間討議の場を設ける運営について協議 <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】</p> <p>議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため、議員・委員間協議や調整の場を設置することについて協議</p>
	f.議員連盟			議員連盟が設立され、議会局が庶務を担当している。	議会・議員活動における議員連盟のあり方について協議
g.調査機関			設置した事例なし	b. 補助体制に掲載	

メモ欄

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		横浜市会の現状	課題等
		提案 会派	検討内容		
② 権限	a. 議会の権限	公明	<p>議会の監査権限の強化</p> <p>行政法人を含む外郭団体への審査</p> <p>政策執行に関する監視及び評価</p>	<p>・地方自治法第96条第2項に規定による議決すべき事件に関する条例 (1) 地方公務員法第8条第5項の規定により人事委員会の喚問する証人に費用弁償に関すること (2) 長期にわたる重要事業の計画決定に関すること</p>	<p>・地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について協議</p> <p>・委員会審査のあり方 ○常任事務調査の拡充(参考人招致など) ○決算審査と予算のあり方に関する審査方法 ○議員からの資料要求への当局の対応等について協議</p>
	ネット・無所属クラブ	<p>現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。</p>	<p>・議会から監査委員2名を選出 ・法令に基づき本会議で監査報告されている。 ・決算審査に当たり決算審査意見書について代表監査委員に説明を求めている。</p> <p>・予算・決算特別委員会での審査における指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致に関して申し合わせ・確認をしている。 ・法定団体の経営状況説明書類の本会議配付にあわせ、法定団体に準ずる団体の経営状況説明書類を各所管の常任委員会で配付している。</p>		
	b. 議員提案の仕組み	公明	積極的な議員提案(政策提言)の仕組み	<p>・常任委員会において、所管事項に属する事務について委員会提案による議案を提出</p> <p>・特別委員会において、付議事件の調査・研究を行い、結果を議長あて報告 ※特別委員会においても委員会提案による議案提出は可能</p> <p>・「議員提出議案について」(市会運営委員会申し合わせ・確認事項)</p> <p>・「会派(賛成者)による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」(団長会議決定)</p> <p>・議員提出議案の提出について議会と当局で取り交わしたルールはない。</p>	
c. 議決事件	みんな	議会と行政の関係について(二元代表制における役割を明確にするために)			

メモ欄

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		横浜市会の現状	課題等
		提案 会派	検討内容		
③ 審議	a.審議のあり方(全般)	民主	本会議における審議の形骸化		
	b.会期	民主	会期の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会の本会議初日に会期を決定 ・会期日程については概ね2カ月前に運営委員会で決定し周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの会期日程の標準を定め、それに基づき運用するなど、会期の決定方法について協議 ・会期日程は最優先とすることを申し合わせるなど、会期中の日程調整について協議 ・地方自治法の一部改正（H24.9.5公布）に伴い条例で通年会期と定めることができることを踏まえ、定例会数及び会期日数のあり方について協議
		民主	会期中の日程調整	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会で決定した会議日程の常任・特別委員会枠内で、各委員会ごとに正副委員長、委員及び執行機関と調整し日程を確定 	
		公明	定例会の回数・会期	年4回で年間会期日数は147日程度 （平成22年6月7日開催の運営委員会決定に基づき、会期枠内に特別委員会、予算研究会、決算特別委員会及び行政視察日程を組み入れることとし、平成23年第3回定例会から会期枠の拡大を図った）	
みんな	議会自身について、(活発な議論を実現するために)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年実績 (1定) 1月28日～3月18日 (2定) 5月17日～5月31日 (3定) 9月2日～10月28日 (4定) 11月29日～12月16日 	(参考) 改正地方自治法(抜粋) (通年の会期) 第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 (第2号～第5号省略) ⑥ 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)を定めなければならない。		

メモ欄

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		横浜市会の現状	課題等	
		提案 会派	検討内容			
③ 審議	c. 請願・陳情審 査	自民	本会議・委員会（請願、 陳情審査）等議会審議・ 活動	<p>【請願の審査及び審査結果通知】</p> <p>請願は、全て委員会付託している。請願者には、採択・不採択の結果を通知しているが、平成20年9月3日開催の運営委員会において、審議等の結果は、本会議傍聴、インターネット中継、モニター放映及び議事録から知ることができるため、請願者への通知文には理由を付記しないことを決定している。</p>	<p>【請願・陳情審査及び審査結果通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政要望等の陳情については、運営委員会で付託しないとした決定を踏まえ、付託陳情と付託外陳情の取り扱いの差異について協議 ・運営委員会において理由を付記しないと決定した経過を踏まえ、結果通知に不採択理由を付記することについて協議 	
		民主	請願などの審議方法	<p>【陳情の審査方法及び審査結果通知】</p> <p>陳情は、委員会審査の効率化を図る観点から、平成10年4月より、横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定に基づき、地方自治法第99条に関するもの（意見書の提出）及びそれに類するもので必要と認められたもの（決議を求めるもの）について関係委員会に付託しその結果を通知している。</p> <p>それ以外のもの（行政要望等の陳情）については、運営委員会において、効率、効果的な委員会審査の観点から付託しないことを決定しており、執行機関に回答を求め、陳情提出者に通知している。</p>		
		公明	請願と請願署名議員の公正化（議員の自己請願の取り扱い）	<p>【紹介議員】</p> <p>請願を審査する委員会の委員は、原則紹介議員にならないこととしている。（慣例）</p>		<p>【紹介議員・自己請願】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会での審議と議員の関わりについて協議 ・自己請願について協議
		共産	陳情も付託対象として、 審査する。	<p>【請願紹介議員からの意見聴取】</p> <p>横浜市会請願及び陳情取扱要綱では、紹介議員は委員会の要求に応じて説明しなければならないと規定しているが事例はない。</p>		
		ヨコ会	請願書及び陳情書のあり 方と紹介議員の取り扱い について	<p>【自己請願】</p> <p>自己請願に関する申し合わせ等はない。</p>		

メモ欄

基本的な論点 中分類	論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		横浜市会の現状	課題等
		提案 会派	検討内容		
③ 審議	d. 予算議案の 審査方法	当局	予算議案に対する審査方法（予算研究会、予算代表、予算関連、局別審査、総合審査）の再検討・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算研究会 4 日（各会派） ・ 本会議 ・ 予算代表質疑 1 日（交渉会派） ・ 予算関連質疑 1 日（各会派） ・ 予算特別委員会（2 委員会） ・ 局別審査 10 日 ・ 総合審査 1 日（連合審査） ・ 常任委員会への審査委嘱 4 日（常任審査） 	<p>現行の審査方法について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議における予算代表質疑及び予算関連質疑の実施 ・ 予算特別委員会局別審査 10 日の実施 ・ 予算特別委員会総合審査の実施
	e. パソコン等の 持ち込み	みんな	議会自身について（活発な議論を実現するために）	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの持込は不可 ※平成 20 年 9 月 3 日開催の運営委員会において、パソコンの持ち込みについては、操作による他の委員への影響や利用する場合のルールの確立やインフラ整備など課題の整理を進める必要があることを決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン等の持ち込みについて協議 ・ 議場及び委員会室で議員がプロジェクター等を使用することについて協議
	ヨコ会	市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営をおこなう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の持込は禁止 ※平成 12 年 5 月 18 日開催の運営委員会において、携帯電話の会議室への持ち込みを禁止する取り扱いとすることが口頭で申し合わされている。 		
	f. 採決方法	当局	議案等の電子採決（押しボタン式投票の）導入	<p>現行は、本会議・予決算特別委員会では起立採決または簡易採決、常任委員会・運営委員会は挙手採決または簡易採決を原則としている。</p>	<p>現行の採決方法について協議</p>
g. 委員外の発言	共産	委員会での審査を、行政への質問だけでなく、議員相互で意見交換を行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員外（傍聴）議員は認めている。 ・ 委員外議員の発言は委員会の許可制としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行許可制としている委員外（傍聴）議員の発言について協議 	

メモ欄